

市民活動促進委員会 第8回会議要録

2005.2.11(土)

コミュニティセンターやす

開会(9時30分)

あいさつ

(会長)みなさんご苦労様です。最終の報告に向けた協議をお願いすることとなりますが、先日、社会福祉課主催の地域福祉フォーラムが開催され、これまでの市民活動促進委員会の取り組み経過を報告させていただきました。地域福祉は、地域の団体の母体である自治会だけの取り組みではなく、市民それぞれの取り組みや市民活動団体との連携が大切であることが参加者の理解であったと思います。地域福祉だけを捉えても市民活動は、益々重要な位置付けとなることをご報告させていただきます。本日の会議内容について事務局からの説明をお願いします。

概要

(事務局)資料の確認をお願いします。

本日の議題は、班長会議で確認いただきましたとおり、市民活動促進計画(案)と、市民活動フォーラムの開催、まちづくり条例について、の3点です。まず、市民活動促進計画(案)ですが、前回議論いただきました市民活動サポートセンターの位置づけについて整理し、とりまとめております。特に追加のご意見等ありましたら、各班においてお話し合ってください。また、次第の順序とは、逆になりますが、次に事務局からまちづくり条例についてご説明します。いきなりの説明で疑問をお持ちの方もいるかと思いますが、これまでの市民活動促進計画の議論の中で、市民活動を更に底上げしていくために何が課題で、何が必要なのか、ということをもとめていただきました。様々な分野における市民のみなさんの活動をどう保障していくのか、という視点でまちづくり条例があるのではないかと整理をしています。パワーポイントで説明させていただきます。

～パワーポイントによる説明～

まちづくり条例に向けて～市民活動促進計画から～

- ・まちづくり条例について、これまでの市民活動の実践から検証する。

駅前違法駐輪

- ・駅前の違法駐輪の例で、平成7年以前には駅前の北口南口とも相当数の違法駐輪があった。平成8年7月に、有志と町において実態調査を開始され詳細な現状分析がなされた。その後、平成9年2月には、地元自治会、給与生活者の会、駐輪業者、周辺住民で委員会を立ち上げられ、放置自転車の仲間入りをやめよう!と広く呼びかけられ、現在の整然とした駅前の状態になっている。

地域ぐるみでエコライフ

- ・小南の取り組みから、地域のエコライフを推進されている。小南E M愛郷クラブでは、生ごみの堆肥化についてE M菌を使ったぼかしで推進されている。
- ・廃食油の回収は、エコロジーマーケットやすの会の活動が原点で、平成7年7月に環境生協の会員数名で回収がスタートされた。毎月第4土曜日を回収日とした取り組みで、月に一度はみんなで環境を考えよう、ということをしてPRされ、回収ボックスの整備につながり、現在では公用車のバイオディーゼル燃料として利用されている。

地域協働発電所

- ・エコロカルヤスドットコムによる地域通貨すまいるの取り組みで、市民活動促進計画(案)においても、その取り組みを紹介している。

地産地消、すまいる号

- ・すまいるの取り組みは、地産地消につながり、産品を直接消費者に届けるため、すまいる号による移動販売がはじまった。

地域の人を生かした子育て支援、高齢者サロン

- ・ひまわり会の取り組みで、旧三上幼稚園を活用した高齢者サロンと、子育て支援まで実践されている。

多様で活発な市民活動が原点

- ・青年会議所の里山活動、お祭りの際に人権啓発、菖蒲浜の松林の整備、西河原自治会の高齢者サロンなど、まちづくりの取り組みの原点は市民活動である。

協働のまちづくり

- ・これまでの市民活動の実践を検証するなかで、協働のまちづくりの原点は市民活動である。
- ・その原則は、「個人でできることは個人で、個人でできないことは団体で、団体でできないときは行政と共に」ということ。具体的にどんな意味かを実証例を参考にみる。

廃食油回収の市民活動の例から

- ・取り組みのきっかけは、「琵琶湖の汚れ」という地域の課題と「美しい水を取り戻したい」という個人の思いである。
- ・その課題解決に向けて、個人でできることは天ぷら油を流さないこと、であり、その行動が、一つのまちづくりの協働である。次に、団体として回収してみようという協働につながり、回収ルートを行政とともに整備していこうという協働の実践があった。その結果、公用車の燃料化という新たな展開につながり、広く環境貢献に寄与されている。

高齢者サロンの市民活動の例から

- ・きっかけは、地域の高齢化であり、個人でできることは、老人ホームのボランテ

ィアに参加すること、そのことがまちづくりの協働である。更にメンバーが集まり、団体として地域の高齢者サロンを立ち上げ、行政と連携するなかで、旧幼稚園舎の有効活用につながっている。その結果、子育て支援など、地域の今ある課題の全てをみんなで解決しようというエネルギーとなっている。

協働のまちづくりのために

- ・行政と市民が協働するなかでまちづくりが形づくられている。市民の分類の中では、これまで委員会で掌握された 300 団体の市民活動団体、90 の自治会、個人、企業などである。
- ・市民と市民のコラボレーション、市民と企業、団体と団体など、市民のなかでの多くの協働があった。それは、それぞれの自立というキーワードのなかで、市民一人ひとりが自分たちのまちは自分たちがつくるという実践の取り組みであった。
- ・それが協働のまちづくりであり、野洲における協働を保障していくために、必要となるもの、担保していくしくみが、まちづくり条例という形である。
- ・人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりというまちづくりの理念の実現のため、市民の自立した取り組みを条例という形で保障するという考え方である。

まちづくり条例

- ・条例に必要とするキーワードは、人権と環境、協働という基本理念、協働の基本的な定義やしきみであり、そのなかで市民の役割、行政の役割を明記し、それぞれの持つ情報を共有していくことが求められている。
- ・まちづくり条例は、市民それぞれの取り組みをわかりやすい形で保障するというものである。

(事務局) 以上が、これまでの市民活動の実践からみたまちづくり条例の制定に向けた経過であり、事務局からの説明とします。これまでの説明でご意見等がありましたらお願いします。

(委員) 駅前違法駐輪の実践の説明があったが、その経過はよく知っている。その後も、障害者トイレ前に駐輪があるが、健常者トイレ前には少なかったということがあった。問題点として提起したこともある。

(委員) 違法駐輪の取り組みの結果、ノンステップバスが県内で始めて採用されたということもあり、大きな成果であった。

(委員) スロープの段差など、駅前の整備だけでも多くの問題があり、議論がなされていた。

(事務局) 各班において、協働のまちづくりに必要なキーワードを中心に議論をいただきます。市民活動促進計画(案)については、後ほど事務局までご意見をいただければと思います。

～ 休憩・班別議論～

(会長) それでは、各班から報告願います。

(A班) キーワードとして、住み続けてよかったという社会づくりを切り口に、議論をした。若い世代など世代間の共通認識が必要。若い人は、子育てしやすい環境、子どもたちが安心して遊べる環境など、市民社会の皮膚感覚で感じていることを提言できるしくみが必要、そうした市民の活動に支えられた提言がまちづくりにつながり、住みよい社会の実現につながっていくものではないか。

また、あらためて「市民」とは何か、定義づけをきちっと議論すべき、という意見があった。まちづくり条例は、市民と行政が合意できる場を担保するものである。そうしたことから市民活動サポートセンターが中核となっていくことが必要である。

(B班) 旧野洲町で作成された「まちづくり白書」が市民活動の実践例としてわかりやすいので、再度まとめてほしいという意見があった。

「人権、環境、協働」というキーワードがあったが、例えば「福祉」という視点はどうか、という意見があった。それは、例えば、「人権」を通して「福祉」を見れば、地域福祉での取り組みが必要となっている背景が明確になるなど、全てのまちづくりの理念であること。

まちづくりの資源となる環境や人は、野洲市にはたくさんある。その資源を生かす場が必要で、人をつなぐことが必要である。これまでは十分に生かされていないため、もったいないという気さえる。

協働のまちづくりは、個人の活動や、団体の活動も含まれているということ。そうした行政に頼らない市民の自立した活動に行政がどのように関わっていくかを議論する必要がある。団体ヒアリングでも多くの団体は、「私たちの活動を知ってほしい」ということを話しておられた。行政が主体的にやるまちづくりだけがまちづくりではない。行政は、様々な活動団体が好き勝手にやっている活動だからということではなく、多くの市民の活動を知ることが必要。そうした意味でも、行政からの情報提供だけでなく、市民からの情報提供も求められ、双方の情報を共有することにつながる。行政が市民の活動を受け止める保証が必要である。

ボランティアは大きな力となることは様々な場面で実証されており、地域における現場の声が一番である。地域を知ることが行政に求められていることから、地域を担当する職員も必要ではないか、市民活動サポートセンターではそうした現場の情報収集が求められる。

(C班) まちづくり条例は何を議論するのか、きっかけがわかりづらいという意見があった。市の多くの計画書についての意見があり、各分野で策定される計画書は、つくrippなしの感がある。その策定過程においても市民の意見がもちろん必要であるし、策定後のフォローも市民が確認できていない。いろいろな市民の声が反映できるしくみ

をつくるのが大切であり、その計画を市民、市民活動のサイドからチェックするしくみが求められており、行政に意見を言うだけではなく、行政の側から積極的に市民と一緒に議論するようなしくみが条例において「協働」という中で位置づけていくことが必要ではないか。

サポートセンターで、運営委員会というスタイルを確立していくことが必要で、市民からの提案について、関係課も集まって議論していけるテーブルづくりが求められるのではないかと。要望だけではなくてフォローしていく場、一緒に考えていく場がサポートセンターの運営で必要となる。

(D班)市民活動の例として、近江八幡市の八幡堀の紹介や、雨森の事例などの話があり、これらの取り組みからみて、リーダーシップが重要である。また、野洲市は、特に自然の宝庫であり、琵琶湖への来訪客も多い中で、市民活動として仕掛けが必要。イベントでは兵主神社のライトアップもあったが、スポット的なものだけでなく、複合的なイベントを考えていくことも必要。

市民活動の成功していない例も検証していくことが必要である。

条例に反映することとして、市民の意見を反映する規定、行政の支援の仕方については、金のばらまきではなく、企業などの協力を得るなかで、基金をつくっていくことなど、また、施設利用についても行政の支援を明確にしていくことなどが求められる。

まちづくり条例、「まちづくり」というと、野洲市全体のまちづくりというイメージになるので、市民活動の立場からのまちづくりの意味から考えると、言葉が逆に感じられる。市民活動の中のまちづくりということではよいのではないかと。

(事務局)これまでの報告で、ご意見はありませんでしょうか。事務局からですが、D班のご報告で市民活動の実践そのものがまちづくりであるということではよいのではないかと。

(委員)まちづくり条例という、言葉のイメージで、広範囲となることが一般的ではないかと、まちづくりという、ハードのイメージもあり、ハードもソフトもあわせて議論されている例もあると思われるので、その意味で名称の整理が必要ではないかと、という意見です。

(委員)市民活動を促進していくという視点でまちづくり条例を考えていくことではよいのではないかと。

(委員)まちづくり条例は、野洲市の経営的理念を明記していくもので、協働とは経営手法であると考えられる。まちづくり条例という条例名自体は、議論があると思うが、経営手法の観点で何が必要なかを議論していくことではよいと思う。条例があれば、行政としても市民の活動は知らない、ということにならない。

(委員)行政の縦の施策を横軸でつなぐものが市民活動である。

(事務局)市民活動促進委員会は、3月末までの任期であり、市民活動促進計画を目的に

議論をいただきましたが、このまちづくり条例の議論については、委員のみなさんのご意向を確認するなかで、引き続き新たに組織し検討していただく予定です。

(委員) これまでの議論の継続性から、新たにもう一度条例検討組織を立ち上げていく、ということは疑問であり、また最初からのスタートはこれまでのつながりからしてどうなのか。

(事務局) 委員のみなさんからのご意見をお願いします。

(委員) 市民活動の視点から引き続き条例化につなげていくことが必要であるため協力していきたい。

(事務局) ありがとうございます。それでは、最後に、市民活動フォーラムについて説明します。委員会でもりとめていただきました「市民活動促進計画」について、広く市民や団体へ周知し、活動団体の交流を図ることを目的に、3月18日又は3月25日のいずれかで開催していきたいと考えます。場所は、図書館ホールを予定し、参加者は、アンケートに協力いただいた団体へ案内するほか、一般市民のみなさんを予定し、内容は、委員会報告、団体の実践報告、団体の意見交換という概略構成を予定しています。内容の詳細は、班長会議で詰めをさせていただきたいと考えますが、日程は、本日決定していただきたいと思えます。

(委員) 25日でよいのでは。

(事務局) 3月25日に開催するということで計画していきます。

~その他項目について、事務局から説明~

(会長) 他になければ、これで終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉会(12時)